第十三条第一項の表所得税法施行令の項中「」第十八条第六項」を「」第十八条第四項」に、「第十八条第六項において準用する」を「第十八条第六項の規定により適用する」に、「第三条第一項（外国税額の控除限度額の計算」を「（平成二十四年政令第十六号）第三条第一項（外国税額の控除」に、

第二百八十一条の二第二項	所得税	所得税及び当該所得税につき特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定により併せて徴収された復興特別所得税

を

第二百五十八条第五項第二号	の控除限度額	の控除限度額及び復興特別所得税控除限度額（復興特別所得税に関する政令第三条第二項（外国税額の控除）において準用する前号に規定する控除限度額をいう。）
第二百八十一条の二第二項	所得税	所得税及び当該所得税につき特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定により併せて徴収された復興特別所得税

に、「第三条第二項（外国税額の控除限度額の計算」を「第三条第三項（外国税額の控除」に改め、同表租税特別措置法施行令の項中

「租税特別措置法	「特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
所得税の額	所得税の額及び復興特別所得税の額

を

第九条の三の二第一項	第九条の三の二第一項及び特別措置法第二十八条第一項	所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額

に、

「租税特別措置法	「特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	
及び	並びに	
所得税の額	所得税の額及び復興特別所得税の額	

を

第五条の二の二第三項	及び	
第九	第九条の三の二第一項及び特別措置法第二十八条第一項	所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額
所得	所得税の額	

に、

第五条の二の三第二項		

に、

第二十五条の十三の八第二項	第三十七条の十四の二第八項及び特別措置法第二十八条第一項の	所得税及び復興特別所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額
所得税を	法第三十七条の十四の二第八項	
同項	所得税及び復興特別所得税を	
の額	第三十七条の十四の二第八項及び特別措置法第二十八条第一項の	

を

第二十五条の十三第四十二項	第三十七条の十四の二第八項及び特別措置法第二十八条第一項の	所得税及び復興特別所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額
第三十七条の十四第八項	所得税を納付する	
同項	所得税及び復興特別所得税を納付する	
の額	第三十七条の十四第八項及び特別措置法第二十八条第一項の	

に、

第二十五条の十七第四十項	の額	
第二十六条の四の四	所得税につき法第四十一条の三の四第二号	第二百六十一条第二号

を

第二十五条の十七第四十項	の額	
第二十六条の四の四	所得税につき法第四十一条の三の四第二号	第二百六十一条第二号

に、「百分の二・一」を「百分の一・一」に改め、同表災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）の項中

第九条第三項第三号	所得税	所得税及び復興特別所得税
第十条第一項第四号及び第六号	所得税	所得税及び復興特別所得税

を

第九条第三項第三号並びに第十条第一項第四号及び第六号	所得税	所得税及び復興特別所得税

に改め、同表外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律